

「人間の尊厳」と「生命の尊厳」の意味と関係についての一考察

岩倉 孝明¹⁾

要 旨

「人間の尊厳」は、医療を含むさまざまな場面で、人間尊重の根拠となる概念として使われるが、その概念が漠然としていることなどもあり、「人間の尊厳」の概念を医療生命倫理の議論において用いる意義を疑う立場もある。これに対して本稿は、「人間の尊厳」という表現の意味について、私たちの日常の言葉の使い方の分析を手がかりに、類似する表現である「生命の尊厳」との対比の中でその特徴を考え、「人間の尊厳」の概念の意義を新たな視点から評価することを目指した。具体的には、生命尊重と漠然と同一視されるような人間尊厳の尊重とは異なる、人間尊厳の考え方やその尊重のあり方についての一提案を試み、またそれが生命・医療倫理において、人間の生命の始まりや終わりなどを理解する上で、どのような意味を持つかについて筆者の見通しを示したものである。

キーワード：人間 生命 尊厳 主体性

はじめに

「尊厳」とは、辞書によると「尊くおごそかなこと。重々しくいかめしいさま」(国語大辞典)を意味するが、とくに、「あなたは、あなたの人格ならびにあらゆる他者の人格における人間性を、常に同時に目的として使用し、決して単に手段として使用することがないように、行為しなさい。¹⁾」というカントの命法に代表されるように、人間について、他の事物等と区別された独自の価値をもつものであり、人間をそれにふさわしく尊重すべきであるとの考え方につながるものと考えられてきた。現代においてさまざまな倫理的な問題を考える場合の基礎となる概念の一つであるが、一方で、とくに生命倫理学の諸問題においては、人間の生命の不可侵性の主張と結びつけて考えられることが多く、論議の的となってきた概念でもある。

それはよく知られるように、とくに医療技術の進歩に伴って、胎児の生命やES細胞の身分や扱いをめぐる問題など、過去からの法的・倫理的基準ではさばき切れない問題が出現してきたことに伴い、人間の命をどうみるかという問題が改めて問われるよ

うになってきたことと関連している。この論争においては、大きく分けて尊厳主義と自由主義とでも大別すべき主張があり、対立している²⁾。前者は、人間の生命の尊厳をもっとも重要な価値と見る立場であり、後者は、人間の自律をもっとも重視すべき価値と考える立場であるといえる。

人間の生命の尊厳を原則とする立場は、特に、世界の中で人間の存在を特別なものと見る古来の西洋的な伝統、とくに宗教的な伝統に結びついていると思われる。典型的には、再生医療研究や着床前診断等や人工妊娠中絶などの問題において、人間の生命の不可侵性の原則を重くみて、概して人の生命の価値を評価することに否定的であり、先端医療技術の推進に対しても慎重な姿勢を見せる立場である。

これに対して、医療技術進歩を重視し、その前提となるQOL評価を肯定する立場がある。たとえばQOL(生命の質)を評価し、その評価によっては、人間の生命の短縮につながる医療、研究行為を認めようとする。人間観としては、自律を人間の本質とみなし、それを倫理的問題を扱う基準とする立場である。その場合、阻害要因となりがちな、人間の尊厳(絶対)主義に対しては批判的姿勢がとられる。これを自由主義(リベラリズム)の立場と呼ぶ

1) 川崎市立看護短期大学

ことにすれば、強い自由主義の立場では、人間の尊厳の主張そのものが、生命医療倫理の文脈では不毛なものであるとして否定される。しかし人間の生命の尊厳という概念を用いる意義自体は否定せず、「尊厳」の意味の解釈を変更し、現代医療の直面している現実的問題への積極的解決につなげようとする方向の主張もみられる。

尊厳主義をとるある論者は、法学の立場から、「リベラリズムの思想は、社会的および政治的には「個人の尊重」を唱え、国家と集団主義に対して権利の意識を強めるためには役立つが、生命法の分野では非常に貧困な思想であると思われる。³⁾」と自由主義の立場を批判している。その理由は、「リベラリズムの発想では、「個人の尊重」を尊厳主義が捉えるのと同じようには理解せず、個人の「自由」だけを最高の価値ないし「最高善」(summum bonum)として捉えるからである。⁴⁾」という。

一方、自由主義の立場に立ちつつ、人間の尊厳の内容を、現代の多元主義的で世俗主義的な現代社会に適合させる形で、再解釈しようとする立場がある。その論者の一人は次のように述べている。

「もう一方の伝統では、「人間の尊厳」によって特徴づけられる人間存在の特別な倫理的地位は、正常な人間存在が有する特別な能力により正当化される。この能力が最も重んじるのは、人間存在が自己自身の生を自律的に営むことができる点、それも、その存在がみずから打ち立てた道徳的規則に照らして決定および判断できるという意味で自律的に生を営むことができるという点である。⁵⁾」

これは、人間固有の能力である自律の能力に人間の尊厳をみることによって、自由主義と尊厳主義の対立を解決しようとする考え方である。こうすることにより、自律は、理性的な判断と自己決定の原理であるとともに、そのような自律の能力をもつこと自体が、人間の尊厳の根拠として位置づけられることになる。クヴァンテはこの人間の自律性を、相互主観的な相互承認関係の基準によって補足することによって、現代の生命医療倫理の問題に対処可能であるとしている。

このように人間の自律を人間尊厳の根拠とすることは、たしかに尊厳主義に対する反論、ないしは尊厳主義と自由主義との融合のための議論の一つの方向性を示すものであるが、果たしてそれはそのよう

な目的にとって十分なものであろうか。とくに生命医療倫理における人間尊厳の尊重のための根拠として十分なものであろうか。

ヨンバルト等が指摘しているとおおり、強い意味でリベラリズムの立場をとった場合、自律の能力が欠如している者の尊厳はこの基準によって尊重されることになるかといえは疑問が残る。またこの立場から、QOLの低下による対象の生命の短縮の正当性の説明をつきつめてゆくと、難点が見いだされるように思われる。すなわち、QOLに人間の尊厳をみる立場は、QOLが「生命」の質であるかぎり、生命の存続している人間の状態同士を比較することしかできないのではないかと。しかしQOLによって人の死を早めることを認める考え方は、実質的に、人の生前の生命の質だけでなく人の死後の生命の質をも語っていることになるのではないだろうか。「人の死後の生命の質」とは一種の形容矛盾である。たしかに、生前の生命の質を、生死に関わる問題を考える上での基準とすることはまちがいでないと、筆者も考えるが、死によって人の存在が丸ごと絶たれるという事態についての疑問に対しては、何らかの答えが必要であろう。先取りしていえば、それならば、生命そのものというより、その生命を生き又失う主体として「人間」を位置づけることで、このような疑問にも答えられるのではないかとというのが、本稿の考え方である。

1. 議論の視点と方法

さて今日、医療などにおいて語られる「人間の尊厳」は、医療などにおいて語られる「人間の尊厳」の内容についての理解は一樣ではない。すでにみたように、ある人たちはそれを人間の生命の不可侵性に結びつけ、ある人たちはそれを人間の自律に結びつけている。このような状況は、人間の尊厳というときの「人間」が何を意味しているかが必ずしも明瞭でないことに関係しているのではないかと。

以下では「人間の尊厳」の内容を、とくに生命倫理との関係において、その特徴を考えてみたいが、「人間の尊厳」の定義から始めるのではなく、この表現を私たちが実際にどう使っているかを分析して、そこから何がいえるかを考えてみたい。「人間の尊厳」はやや抽象的で漠然とした表現であるが、原則的には、個々の場面におけるその使用が「自然」ないし「正常」であるかどうかを判別する言語

的ないし倫理的直観を私たちはもっているはずである。言語の使い方の分析を通じて、「人間の尊厳」という場合の「人間」について、どんな特徴があるかを検討してみたい。「人間」や「人間の尊厳」をどのように定義するとしても、結局、それらの表現についての私たちの使用の仕方に照らして、妥当であるということが、その定義が適切であるということの条件となるはずである。それならばまず用法の分析から始めることが、妥当であろう。私たちが求めるのは、このように使うという定義の宣言ではなく、私たちが明示的に定義できないとしても、暗黙に理解しているその特徴を、用法から分析し、解明するということである。

以下の考察においてとるもう一つの工夫は、「人間の尊厳」と関連する別の表現との意味の違いに注目するということである。その表現とは、「人間の尊厳」と区別されずに使われることもあると思われる「生命の尊厳」という表現である。両者の違いに注目することによって、「人間の尊厳」のある特徴が明らかになるであろう。

そこで以下の考察では、「人間の尊厳」「生命の尊厳」、又はそれに関連する表現をとりあげ、それらが日常において使われる場合に、それが私たちの言語的ないし倫理的直観によって自然的 (natural) と見做されるかどうか等を判定し、その結果を所与の言語的事実として、言語哲学的に分析することにする。

2. 人があることと生きていることの差異

私たちは、とくに医療やその倫理に関連した文脈において、「人間」や「生命」あるいは「人間の生命」といった表現を主語として、その尊厳について語ることがある。しかもそれらの意味の区別や相互の関係についてあまり意識せずに語ることが少なくない。このようなケースで「尊厳」を帰属させる主体として、私たちが念頭においているのは、通常、生きている人間であり、その限りで、人間の存在と人間の生命 (生存) は、ほとんど交換可能な表現と見なされているといえよう。(よく知られる通り、英語のexistenceやドイツ語のDaseinといった単語は、とくに現代の西洋の哲学では、しばしば人間の存在そのものに重なる意味をもち、またその生存を表す言葉として用いられる。) 日本語においても、人が生命を失う (死ぬ) ことを、人が「亡くなる」

(無くなる) と表現する。こうしたことは、人の存在が、何らかの意味でその人の生存と一体の事柄として考えられていることを示唆している。こうして、私たちはある意味において、人が存在することと、生命をもつこととをほとんど同じ事柄として理解していると考えられる。

さてこの問題を考えるための手がかりとして、まず人間に限らず、何かが存在するということが、とくにそれが、「私たちにとって」存在するということが意味を考えてみることにする。私たちが何かについて語るということが出来るためには、私たちがそれについて語るところの「何か」が存在していなければならない。そうでなければ私たちは何ものについても語っていない (speaking of nothing) ことになり、つまり無意味であることになるように思われるからである⁶⁾。

この命題を、一人の人間について当てはめてみるならば、ある人について語ることが有意味であるためには、その人が何らかの意味で存在しなければならないことになるであろう。そしてその人が存在するということが、その人が生きていることと同じことであるならば、私たちがその人について何かを有意味に言明するためには、その人が生きていなければならないことになる。

しかし私たちの日常の言葉の使い方を振り返ってみると、これは事実には反するのではないだろうか。私たちは生きていない人についても、有意味な言明をなし得る。生きている人と同様、生死不明の人についても、全く同様に有意味な言明をなしうる。一昨日登山にいったが、滑落事故で死亡したことを私が知らされていない友人について、私が、「太郎は今頃登山帰りの電車に乗っているころだろう」と言うとする。この場合「太郎」についての言及は、太郎が物質的な対象と見られた場合には、対象の指示に失敗しているといえるとしても、依然としてある意味で有意味である。つまり亡くなった「太郎」という人間を指示しているのである。

私たちがある人について語る時、その人の生死・存否に関わりなく、私たちは誰かについて語っている (speaking of somebody、語っている当の対象となる人がある) ことが含意されている。つまり私たちが語る主題となっているその何ものかは、私たちの言語的文脈においては存在していなければならない。しかしその主題とされている何かが物理的・

生物的に現存するという事は、必ずしも必要でない。

誰かについて私たちが有意味に語りつつ、しかもその人が存在しない（生存していない）という事は可能である。たとえば、英語では“*He has been dead for three years.*”（「彼が死んでもう三年になる」）と、私たちは語る。それどころか彼がまさに私たちの言語的文脈において同一のものとして存在しているからこそ、私たちはその人について、あの時はこうであったが、いまはこうであるといった具合に語る事が可能になる。それはその人のさまざまな状態の変化を通じてそうであり、おそらくその人が記憶喪失を起こして過去の自分について知らなくてもそうであろう。なぜなら私たちは、過去の記憶を失った人について、「彼は自分の過去についての記憶を失った」というとき、まさに記憶を失う前後の変化を通じての彼の同一性を前提しているからである。この前提が成り立たなければ、「変化」したと語る事自体が無意味になる。だとすれば、彼の人間（人格）の同一性は、彼の物理的・生物的性質や状態に依存しない何かであることになる。それらは私たちがそれを認識するための目印にはなるが、私たちの言葉の使い方からみれば、存在における同一性を形作るものではないと考えるしかないと思われるのである。

ではそのようなものの存在とはどのようなものなのか、という問題には、ここでは立ち入ることができない。ここでいえることは、ただ私たちは、私たちの言葉の使い方から理解される私たちの人間についての見方には、少なくともそういう事が含まれているということである。この変化ということさらには拡張して考えるならば、上述のような変化には人の死も含まれると考えてよいのではないだろうか。人の死の前後におけるその人について語る事ができるということは、死や死の前後の状態がそれについて語られ得るところの同一の私があるということ前提している。

先に触れたとおり、たとえば重病者のQOLについて言及するとき、私たちは暗黙のうちに、生前のQOLの比較の対象となる、死後のQOLともいべきものについて語っている。そのかぎりにおいて、人としての人は、ある意味で生物的生死にかかわらず存在しているといえよう。「もし彼が生きていたら」あるいは「彼が今も意識をもっているとし

たら」、かくかくの選択をしたであろう、といった言明も、私たちの倫理的直観に照らせば、有意味な言明であると考えられるであろう。この場合、私たちは彼が生きているかのように考える事を適切と考えるのだといえるであろうが、それはすでに死んだ人について、あたかも生きているかのように語るというだけでなく、生死や意識の状態を含む状態とは別に、彼について語る事を有意味とする何らかの基盤があると見做すべきではないか、ということである。

3. 人間と人間の生命の関係について

しかしそれでも生命の存在は、次のような疑いによって、人間が実在することにおいて要となるような或る重要性をもった条件であると反論されよう。すわなち、おとぎ話の登場人物、たとえば白雪姫を考えてみると、白雪姫について、私たちはある意味で有意義に何かを語る事ができるが、しかし白雪姫と、私たちが「実在の人物」として語る人間との間にはやはり差がある。白雪姫と実在の人物の違いは、実在の人物は言語的な文脈を超えたある種の「外的存在」をもっているという点にある。これはたしかに私たちの言語と思考から紡ぎだすことができない何かであるといわれることであろう。

このように考えるとき、人間が実在するために必要なのは、ある歴史的・空間的位置において生命をもつことであるといつて差し支えないであろう。その意味で、命をもつ、あるいは生きている、ということは、その人が「ある」ということにおいて、特別な意義をもっていることはたしかである。

以上のような「人間」と「生命」の見方の特徴を、特に生命医療倫理において一般的に採られている「人間」と「生命」の見方に即して、さらに考えてみたい。たとえば、胎児が、単なる生物としてのヒトではなく、人間（人格）でもあるかどうか問われるとき、あるいは脳死状態の人間は人間として生きているかと問われるとき、このような問いにおいて前提されているのはどういうことであろうか。それは、生物的ないし医学的に同定可能な生命現象のうち、人間を他の生物から区別する高次の生命現象があるということであろう。まず生物としての基盤があり、その上に重層的構造のもとに成立する人間としての特徴（人格性）が⁷⁾、発生したり消滅したりするという事であろう。人格性とはこのよ

うな人としての人の特徴であると考えられてきた。胎児は妊娠期間における発育過程で、あるとき人格性の最低条件を備えるようになる。生物としてのヒトであったものが人間となる。また、脳死を人間の死と認める立場に立つならば、脳死者は脳死に至る過程で、人間性（人格性）の条件となる特徴や状態を喪失し、ついには人間としての死に至り、なお短期間ヒトとして生きた後生物的にも死ぬ。

ここで、このように生物学的・医学的に考えられた「人間の死」と「人間があること」とは、どのような関係におかれているかを考えてみよう。人が生命を失うということは、その人間が存在しなくなるということである。それはある生物的性質や状態をもっていた生物が、それを失うことである。これは何を意味しているだろうか。

もし、生物の生物としての存在の終わりを生命の喪失にみるとするならば、人間の人間たる根拠を生物的基盤に求めるかぎりは、生命が完全に失われるとき一人の人間が存在しなくなるといえる。また、生物的生命が完全に失われていなくても、多くの他の生物が持たないであろう人間固有の特徴ないし状態が失われただけでも、たとえば脳死の場合において、一人の人間が存在しなくなったといえるであろう。

しかしこの見方は、生物的なヒトとしての人間だけでなく、人格としての人間をも、生物的な性質への還元してしまう見方である。生物的现象があり、その特殊なもの（理性や意識など）として人間性（人格性）が存立するという考え方である。人間は生命として発現するものであるから、生命の完全な喪失または生命の人間の部分的喪失とともに人間の存在も終わるということになる。このような見方は私たちがここまで考えてきた立場に対立するようと思われるであろう。これをどう考えるべきであろうか。

こういう区別を立てることができるのではないだろうか。「人間が存在する」とことと「人間的な性質や状態を失う」とことの区別である。もし意識であれ理性あれ、何らかの性質が人間の本質を形作るとし、したがってその性質の存在が人間が存在することの必要条件であるとしたら、その人間はそれらの性質ないし状態（生存を含むと考える）の消失とともに、定義上、その人間は存在しなくなると考えられよう。しかし、どのような性質や状態によって

も、人間の存在を定義することができないような、「人間」という言葉の使い方が存在するとすれば、そのような使い方に沿って考えるかぎり、さまざまな性質や状態の喪失ないし変化によっては、そのような意味で指示された人間の存在に、影響は及ばないことになる。これは「人間の尊厳」について、私たちが先に論じてきたことによって裏付けられるであろう。

生物学的・医学的な人間の定義は、ヒトの科学的定義としてはむしろ正しいであろう。それは、人格としての人間とはひとまず区別された、生物としてのヒトについての定義だからである。問題が起きるのはそれが人格としての人間の条件を語る場面においてもちだされるときである。それは、私たちの倫理的直観に反する疑いのもたれる結論を導く可能性がある。エンゲルハートの、「厳密な意味での人格」と「社会的意味での人格」の区別⁹⁾は、生物学的・医学的基準によって人格の範囲を定め、厳密な意味での人格の範囲に入らない人間は、社会的意味での人格と見做すことで、この問題を回避しようとするものであるが、人格の中にこの種の差別を設けることには疑問が残る。

『倫理学百科事典』の「人格 (person)」の項では、人格の定義をめぐる問題が次のように整理されている。

「人格」の定義を示すのは、典型的には以下の3つの形式のうちの1つである。

1. 人格とは全ての人間、そして人間のみである。
2. 人格とは、道徳的身分（または最高の道徳的身分）を所有する存在の全て、そしてそれのみである。
3. 人格とは、属性Fを示すような全ての存在、そしてそれのみである（ここで、Fはふさわしく高められた何らかの認識能力を表示する）。

[...] 先に注意した通り、最初のタイプの定義は、日常的な語法に最もよく一致する。しかし、人格性を道徳的に重大な概念と解する哲学者で、このような定義を出している人はほとんどない。⁹⁾

2のタイプの定義では、どのような対象が「道徳的身分」を所有するのかが不明である。3のタイプの定義には、Fの内容については、生物学的・医学的性質を含めて、人の考え方は分かれる。また、私たちが日常的に「人間 (人格)」の範囲に含めるすべての対象を含み、そうでない対象を含まないよう

な条件を示さなければならない。しかしそれに成功したとしても、なぜそれが特別な尊重に値する存在としての人格の条件になるかという問題が残る。人間のDNAをもつ生物として人間を定義する場合がそうであろう¹⁰⁾。

このように「人格（人間）」の定義を対象の性質や範囲の規定によって十全に定義しようとすることは容易ではない。これに対して本稿における私たちの考え方は、「人間（人格）」の範囲に当てはまる対象の性質というより、むしろ「人間（人格）」やそれに関連する「人間の尊厳」といった表現が、どのように使われるかに注目したものである。踏み込んでいうならば、このような意味での「人間」は、言語的にいえば、何らかの対象を指す言葉であることであるというより、さまざまな性質や状態などが帰せられる主体のことである。そしてこの主体は「私」という人称代名詞によって指示され得るようなものである。

生物的その他の性質によって、このような意味での「人間」を定義することができないと考えられる理由の一つはそこにある。もし生物的その他の性質について考える場合、たとえば脳機能に関連するようなさまざまな機能について語ることはできても、「私」という代名詞によって指示されるこの私の特殊な人称性について語られるような事柄は説明できない。性質や機能は一般的なものであるが、特定の場面で指示的に働く「私」の人称性は、そうした性質とはあり方の次元がちがうものだからである。

「私」が一定の生命的性質や機能をもつということは自然であるが、生命の一般的な性質や機能からは、「私」は発生しない。それは「自己意識」であると反論されるかもしれないが、一般的なものとして語られた場合の自己意識は、同一の場面内においてただ一人しか存在しない「私」ではなく、それ例が複数存在する一般的なものにすぎない。

4. 「人間がある」とはどういうことか

「私」という人間は、私が出生し、ある自然的・歴史的環境のもとで生活し、死んでゆく、その諸々の性質や状態が帰属する主体である、ということによって特徴づけられる何ものかである。私たちはその特徴を、それらにまつわる言葉づかいをもとにして考えてきた。ここで反論されることであろう。そのような「人間」なるものは、単なる言語的・論理

的な機能に過ぎず、それに対応するような「何か」が存在すると考えられるか、また存在したとしても、それがどのようなものであるかを知る術はないのではないか、と。

このような疑問について考えるため、カントの原著『純粹理性批判』の「純粹理性の誤謬推論」の節で展開された自我論を取り上げてみたい。カントは、カント以前の伝統的な形而上学を批判して、「私は考える(ich denke)」という命題だけに基づいて、自我についての知識(時間を通じての自我の同一性など)を認識することができるとする、伝統的な形而上学の議論は誤っていると述べ、次のように論じる。

「それゆえ、私は考えるは合理的心理学の唯一の原典であって、そこから合理的心理学はその全知識を展開すべきである。容易にわかるのは、私は考えるというこの思考は、それが一つの対象(私自身)に関係づけられるべきであるなら、この対象の超越論的述語以外の何もかも含み得ないということである。というのは、経験的述語がいささかでも含まれていると、この学のすべての経験からの合理的純粋性と独立性とが損なわれることになろうからである。¹¹⁾

「意識は、すべての表象を思考にする唯一のものであり、したがってすべての私たちの知覚は、超越論的主体としてのこの意識において見いだされなければならない、また私たちは、自我(Ich)のこうした論理的意義以外には、主体ならびにすべての思考の根底に基体(Substratum)として存するところの、この主体自体そのものについていかなる知識(Kenntnis)をももってはいないからである。¹²⁾

ここでカントは、「私は考える」という概念ないし命題は、それが私たちの知覚が私の思考となるためには、知覚がそのうちに見いだされるべき主体としての意識であるとはいえるが、私たちは、主体としての自我について、このような「論理的意義」をもつこと以外には、何も知ることができないといっている。もし「私」についてそれ以上のことを知ろうと思うなら、時間の内に生起する感覚に基づく知覚を持たなければならないが、単なる自我の概念は、定義上、そのような知覚から純粋、独立なものだからである。そして自我(「私」)の同一性も、私の時間経過のうちで生起するさまざまな現象の一種

として、知覚なしでは知識を持ち得ないというのである。

このカントの議論を詳細に論じることは本稿の主題から外れるし、紙幅的にも不可能なので、ここでは以下の点だけを指摘したい。

たしかにカントの指摘はまちがっていない。時間という形式のもとで生じる現象としての私についての経験的知識は、カントの定義に沿っていえば、この現実的生命に伴う知覚を通じてしか得られないということは正しい。そして主体ないし基体としての自我については、それがカントにとって定義上経験的なものから純粹でなければならぬ以上、経験的知識を得ることができないということも正しい。しかし、ここで区別する必要があるのは、それを知覚によって知ることが意味を成す事柄と、それを知覚ないし経験によって知ることがもともと意味を成さない事柄、である。前者の場合には、経験的に知ることが意味をなすが、つまり原理的には経験的に知ることができるが、実際には私たちの能力の物理的限界などにより知ることができない。それに対して、原理的にそれを経験的に知ることが意味を成さないという意味で、それを経験的に知ることができない場合がある。どちらも「経験的に知ることができない」のであるが、この二つの不可能性の意味は異なる。

上の引用箇所でのカントの説に従うかぎり、自我についての知識はすべて自我についての述語を提供する知覚経験に依存するものであることになる。しかしそういえるであろうか。知覚経験を通じて得られる自我についての述語につけ加わる、「私は考える」の機能が単に論理的なものであるとしたら、私についての述語を集めれば、それは私についての知識と同じものであることになるが、いくら私についての経験的述語を羅列してみても、それはあくまで経験的述語の集合体であって、「私」そのものではない。主語がそれだけでは「論理的意義」しかもたないというなら、同様に、述語または述語群もそれだけでは論理的意義しかもたないというべきであろう。そして、「私」という主語が、私についての述語の束によって置き換えることはできなすれば、「私は考える」の機能を、カントの主張するように、「単に論理的」なものと言い切ることは問題が残るといわざるを得ない。私についての諸述語が意味をもつということが意味を成すなら、同様

に、諸述語が述定される場所の主語としての「私」も、意味をもつといわなければ、合理性を欠くであろう。

さて、私たちが、言葉の使い方の分析から考えてきた「人間」とは、カントがいう主体ないし基体としての「私」である何ものである。それは時間という枠組みのなかで私たちが知る経験的述語を担う何ものである。経験的述語は時間の形式のうちにおいて現れるものであるが、それによって尽くされるものではなく、他の可能な述語をも担い得るものである。私たちが経験的に知るのは、私たちが経験によって知るところの経験的知識だけであるが、それが私についての述定され得ることのすべてであるとはいえない。

私たちの経験は私たちが生命をもつかぎりにおいて生じるものであり、知られる現象としての私についての経験的述語がこの生命の限界内の出来事に関するものでしかないということは、トートロジカルに真であるが、しかしこのような述語を帰属させられる主体としての人間（「私」）自身は、このような時間や、時間のうちにある生命によって限界づけられたものとは異なる何ものであると考えられるのである。それらの述語が述定される主語としての私は、それらの述語と同一ではなく、誤解を恐れずにいえば、それが述定されるある種の基体のようなもの¹³⁾ であると、私たちは考えているといつてよいであろう。繰り返しになるが、この基体と、経験的諸述語との関係をどのように考えるかという問題について、本稿ではこれ以上踏み込んで考察することはできない。私たちにとって大切なことは、言語の使用の仕方を事実とするかぎり、私たちが主体としての人間を、私という人間についての経験的な諸述語とは別の何ものであるか（それがどのようなものであるかという問題は別にして）として認めることになるのではないかということである。

5. 「人間の尊厳」と「生命の尊厳」の関係について

以上のような「人間」があることの特徴付けから、「人間の尊厳」と、「生命の尊厳」や「人間の生命の尊厳」との違いを考えることができるであろう。「生命の尊厳」という場合には、時間のうちで変化し消滅するものとしての生命、又は生命と一体のものとしての人間の価値を意味するものと考えら

れよう。「人間の生命の尊厳」は、「生命の尊厳」と同じ意味で使われることもあるが、これと区別して使うときには、生命一般ではなく、生物一般としての生命と人間として生きていることの区別及び両者の境界を意識し、生物として生きていながら、人間としての生のための条件が失われ、あるいは損なわれていることに言及する場合に使われることがある。しかしこの場合も人間が生きていることと、人間があることとは、ほぼ同じことと考えられているといつてよいであろう。

それに対して、「人間の尊厳」という表現は、人間を生命そのものとは同一視せず、かえって生命現象もが述語される主語（主体）として独自の存立をもつもの（人間）の尊厳であると考えることができる。ただし、特定の時間のうちに現象する生命現象も、その主体としての人間についての述語を構成するものであるから、生命の尊厳も人間の尊厳の一部を構成するといえよう。しかし人間がそのような生命のうちで生じる述語群とそのまま同一ではないかぎり、人間の尊厳が成り立つ場も生存という視界に限定されないものである。

主体性はそれについての述語が帰属する主体であるという論理的な役割と結びついたものであるから、生物的な生命が展開する時間という次元からある意味で独立している。人が生命を失うことは、人が存在しなくなることではない。生命やその状態の変化・喪失の前後において、人の尊厳自体に変化は起きないといふべきである。厳密には、人間の尊厳は時間のうちに成り立つものではないので、たとえば死後においてもその人の尊厳を尊重すべきであるというとき、時間のうちにおいてそれに応じた行為をなそうとするなら、そのように語る必要があるであろう。ただし、人間であることにおいては変化はないが、時間のうちにある状況は個別に異なるので、その状況に応じた仕方、不変である人間の尊厳を尊重することが求められる。

それでは、「人間の尊厳」について以上のような見方をもつことには、生命医療倫理において、どのような意味があるだろうか。それはひとことでいえば私たちの生命の限界を超えて、人間の尊厳を語り得るということである。たとえば死者について、私たちは死者を死んだ「人間」として、生者とは同じでないにしても、死んだ「人間」として、ふさわし

い尊重する必要がある。尊重は、生者であるときのその人の存在にちなんで行われるだけではない。誤解を恐れずにいえば、その人は生者ではなくなるが、その変化を担う主体としては存立している。私たちは、実際にはその人は存在しないが、単に、存在する「かのように」振る舞うのではないのである。

さらには、これから生れてくる人についても、私たちは語ることができ、それを人として尊重するということが可能であると思われる。私たちの立場では、人とは人称代名詞によって指示される何ものかであり、そのかぎりでは、その人について述語付け得る生命現象はその人に帰属するものである。したがって人間固有の能力や性質とされてきたものが発生していない段階（胎児など）においても、私たちがその生命現象をある人に述定され得るものとして語るとすれば、そこには人が存在することになる。それは時間上に存在する成長段階そのものではないので、厳密に言えば、その始まりを語ることはできないことになろう。始まったり終わったりするのは、そこに生起する生命現象であり、その主体としての人間は、逆説的であるが時間のうちにないことになるからである。「ヒトが人となる」ということは、そのような生命現象の次元の内部で、人間固有と見做される特徴が発生するということであり、私たちが考えてきた意味での、主体としての人間そのものが発生することをいうのではないといふべきであろう。したがってここでも、私たちはそのような人の生命現象の成長の段階によってその仕方が異なりこそすれ、人間として尊重することが求められるであろう。

生命そのものとは区別された何ものかとしての人間をこのように立て、その尊厳を語ることの、大切な意義の一つは、人間の尊厳と生命の尊厳のどちらかを選ばなければならないと思われるような(極限的)ケースである。もし両者の間に区別がないすれば、人間を尊重することと生命を尊重することとは同じであることになる。しかしもし人間というものについて、生命とはひとまず別に語ることができ、しかも人間が生命現象をも担う主体であると思ふすれば、究極の選択においては、人間の尊厳の尊重を生命の存続に優先することが倫理的に正当と思ふされる場合があることになる。生命はある特定の人についてかけがえのないものであるから、それは通

常、最大限に尊重されるべきである。しかし見てきたように、生命が失われても人間そのものは失われないと考えるならば、究極の特殊なケースでは、その人の苦しみや生の水準が非人間的なまでに低下した場合などにおいては、いたずらな延命は行わなくても人間の尊厳を損なわなくて済むことを、苦しみの極大や生の質の低水準に基づく理由に加えて、生命と区別された「人間があること」の意味の理解から、さらに補強することができると思われるのである。

註

1. Immanuel Kant, "Grundlegung der Metaphysik der Sitten," in Kants gesammelte Schriften, Herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Band IV, 1911, S. 429.
2. ヨンバルト. 秋葉悦子. 人間の尊厳と生命倫理・生命法. 成文堂, 2006年, p. 58.
3. ヨンバルト他, 前掲書, p. 58.
4. ヨンバルト他, 前掲書, p. 56.
5. クヴァンテ. 人間の尊厳と人格の自律—生命科学と民主主義的価値—. 法政大学出版会, 2015, p. 46.
6. K. S. Donnellan, *Speaking of Nothing*, in *The Philosophical Review*, Vol. 83, 1974, p. 3-31.
7. 人格が、生物的生命を基層とした重層構造をもつという人格の成層説と結びつく考え方に関連する。これについては以下を参照。エーリヒ・ロータッカー. 北村晴朗監訳. 人格の成層論. 法政大学出版局, 1995
8. H・トリストラム・エンゲルハート. 医学における人格の概念. H. T. エンゲルハート, H. ヨナスほか著, 加藤尚武・飯田亘之編. バイオエシックスの基礎—欧米の生命倫理論—. 東海大学出版会, 1988, p. 19-32.
9. *Encyclopedia of Ethics*, 2nd. ed. New York and London, 2001, p. 1296.
10. Cf. Daniel Dennett, *Conditions of Personhood*, in: M. F. Goodman (ed.), *What Is a Person?*, Clifton, New Jersey, 1988.
11. I. Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, A343/B401. (Aは原書初版 (1781年)、Bは原書第2版 (1789年) とし、頁を添える。).
12. Ibid. A350.
13. 「人格」を意味する“person”には基体という意味がある。そのもとになったラテン語の“persona”は、中世初期において基体を意味するギリシア語のhypothesisと置き換えて使われた。(cf. ヨンバルト他, 前掲書, 前掲書, p. 29.)

おわりに

以上のように、本稿では、「人間の尊厳」と「生命の尊厳」、あるいは「人間」と「生命」について、それらに関連する私たちの日常的な言葉の使い方を手がかりとして、それらの違いと関係を、明らかにすることを目指した。今回の考察はその見取り図であり、今後、これを足掛かりとして、科学や医療との関連等を含めて、人間や生命の尊厳の問題について、さらに掘り下げてゆきたい。

A Study on the Meaning and Relationship of "Human Dignity" and "Dignity of Life"

Takaaki IWAKURA

Abstract

"Human dignity" is used as a concept that serves as a basis for respecting humanity in various aspects including medical care. There is also a position that doubts the significance of using the concept of "human dignity" in the discussion of bioethics, as the concept is vague. On the contrary, in this paper, we analyze the meaning of the expression "human dignity", using the analysis of how we use daily words, considering its characteristics in contrast with an expression similar to "dignity of life", we aimed to evaluate the significance of the concept of "human dignity" from a new perspective.

Specifically, it is different from respect for human dignity that is vaguely identified with respect for life. We tried a proposal on the idea of human dignity and its respect, moreover, in bioethics, showing an outlook as to what it means in understanding the beginning and the end of human life.

Keywords

humanity life dignity subjectivity